

## 「地方公営企業法の適用に関する研究会」開催要綱

### 1 趣旨目的

地方公営企業会計制度については、地方公営企業会計制度研究会報告書（平成21年12月）において今後の見直しにあたっての基本的考え方が報告されている。

これを受け、総務省においては、資本制度の見直し、会計基準の見直しを行うことにより、公営企業を取り巻く環境が著しく変化する中において、引き続き公営企業が住民サービスを安定的に提供するための環境整備を行ってきたところである。そのように整備された会計制度をどの範囲の事業に適用させるべきか、残された課題である財務適用範囲の拡大については、平成24年度自治総合センターにおいて開催された調査研究会においても、メリット及び課題等の整理とともに、その検討の必要性が提言されている。

これらの報告等を踏まえ、本研究会では、専門的かつ優れた見識を有する者により、今後の地方公営企業法の適用に関する検討を行うことを目的とする。

### 2 名称

本研究会は、「地方公営企業法の適用に関する研究会」（以下、「研究会」という。）と称する。

### 3 構成員

別紙委員名簿のとおりとする。

#### 4 運営

- (1) 研究会に、座長 1 人を置く。
- (2) 座長は、研究会を招集し、主宰する。
- (3) 座長は、不在の場合など必要の都度、これを代行する者を指名することができる。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (5) 座長は、必要があると認めるときは、研究会を公開しないものとするができるが、その場合には、研究会終了後、必要に応じブリーフィングを行うこととする。
- (6) 研究会終了後、配付資料を公表する。また、速やかに研究会の議事概要を作成し、これを公表する。
- (7) 上記要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

#### 5 開催日程

平成 25 年 7 月から開催する。

#### 6 その他

本研究会の庶務は、自治財政局公営企業課において処理する。

## 地方公営企業法の適用に関する研究会 委員名簿

(敬称略、委員は五十音順)

- |        |                                     |
|--------|-------------------------------------|
| 江戸川 泰路 | 新日本有限責任監査法人<br>パートナー 公認会計士          |
| 遠藤 誠作  | 北海道大学大学院公共政策学研究センター研究員              |
| 柿崎 平   | 日本総合研究所 部長兼上席主任研究員                  |
| 菊池 明敏  | 岩手県北上市上下水道部上水道課長                    |
| 小西 砂千夫 | 関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部<br>教授        |
| 小室 将雄  | 有限責任監査法人トーマツ 公認会計士                  |
| 鈴木 勲   | 地方公営企業連絡協議会副会長<br>浜松市水道事業及び下水道事業管理者 |
| 鈴木 豊   | 青山学院大学名誉教授<br>東京有明医療大学客員教授          |
| 古谷 義幸  | 神奈川県秦野市長                            |
| 山崎 一雄  | 北海道京極町長                             |